

2012. 4. 2.

日本民教連担当者各位

日本民教連 4月代表者会のお知らせ

日本民教連4月の代表者会を下記のように開きますので、ご出席ください。

記

日時 4月17日(火) 18時半より

場所 東京労働会館地下会議室

【学習会】

日の丸・君が代 最高裁判決をどうみるか

～吉野典子さん(都立高校教員)～

【議題】

- 1、民教連ニュース3月号の感想
- 2、組織一覧表2012年版への協力を
一覧表からみえてくるもの その② 事務所のことなど
- 3、「子ども・教育・憲法を守る合同集会」6.10.
- 4、会計より
- 5、そのほか

2012年4月17日

加盟団体 殿

日本民教連組織部

法人化ならびに使用事務所についてのおたずね

3月の代表者会で、「人間と性」教育研究協議会」代表から、今後「性教協」が法人化するとともに、使用事務所を購入する予定であるとの報告がありました。

去年は、歴史教育者協議会が法人化しましたし、すでに、家庭科教育研究者連盟※も、2006年8月にNPO法人化しております。

※家協連は、和田典子さんから、事務所や倉庫等の不動産を保持した場合の税対策として法人化を勧められたとのこと。NPO法人だと、国が認可しているからということで自治体の後援を得る時に有利に働いたのではないかと、ということです。

民間教育研究団体の将来にとって、“法人化の動向”は、今後の団体の運動を左右しかねない大きな問題になるかと存じます。そこで、まずは実態を把握することが優先するのではないかと考えまして、法人化と関連する事務所に関して、各加盟団体の現況を調査いたします。

----- 切り取り線 -----

日本民教連：「法人化ならびに使用事務所について」：2012年4月各団体調査

団体名 (_____) レ印でお答え下さい。

(1) 法人化の動き

- 団体の法人化については考えていない。
- 将来は法人化をめざす。
- すでに法人化している。

(2) 貴団体使用事務所に関して () はどちらかを囲んでください。

- 団体は使用事務所の部屋を借りている。 (単独使用、 共用)
- 団体は使用事務所の部屋を所有している。
- 団体は、事務所以外に文献・資料を保管する倉庫も所有している。
- 団体は、使用事務所の建物を所有している。

子ども・教育・憲法を守る合同集会

日時:2012年6月10日(日)13時~16時

場所:生活産業プラザ地下

(池袋駅東口より徒歩8分)

【ご案内】

大阪維新の会が憲法改正を施策に掲げて国政までにも大きな影響を及ぼし、露骨な教育への政治介入が横行し、日本国憲法と憲法九条を守ることがいよいよ大切な課題になっています。

講師の小沢隆一(東京慈恵会医科大学)さんは、元民主主義科学者協会法律部会事務局長で、憲法学・政治学を民主主義と平和を守る立場から語る学者です。2010年6月26日(土)「シンポジウム 軍事同盟のない世界へー改定50年の安保条約を問う」が明治大学駿河台キャンパス・リパティタワーにて開かれたときには、見事な司会をされました。そのシンポジウムの成果は、『民主党政権下の日米安保』(共編・花伝社)としても刊行されています。

また、2011年時に教科書採択でご奮闘された、杉並の教育を考えるみんなの会小関啓子事務局長にも実践的な視点で講師をお願い致しました。

講演

小沢隆一さん(東京慈恵会医科大学教授・憲法学・政治学)

1959年生まれ 東京慈恵会医科大学教授 憲法学 一橋大学法学部卒

1990年に静岡大学助教授・2000年に同教授を経て2006年から現職

著書に、『予算議決権の研究』(弘文堂)、『現代日本の法』(法律文化社)、『ほんとうに憲法「改正」していいのか?』(学習の友社)、『はじめて学ぶ日本国憲法』(大月書店)、『ここがヘンだよ日本の選挙』(共著・学習の友社)、『クローズアップ憲法』(共著・法律文化社) 『民主党政権下の日米安保』(共編・花伝社)など

日本財政法学会理事、元民主主義科学者協会法律部会事務局長

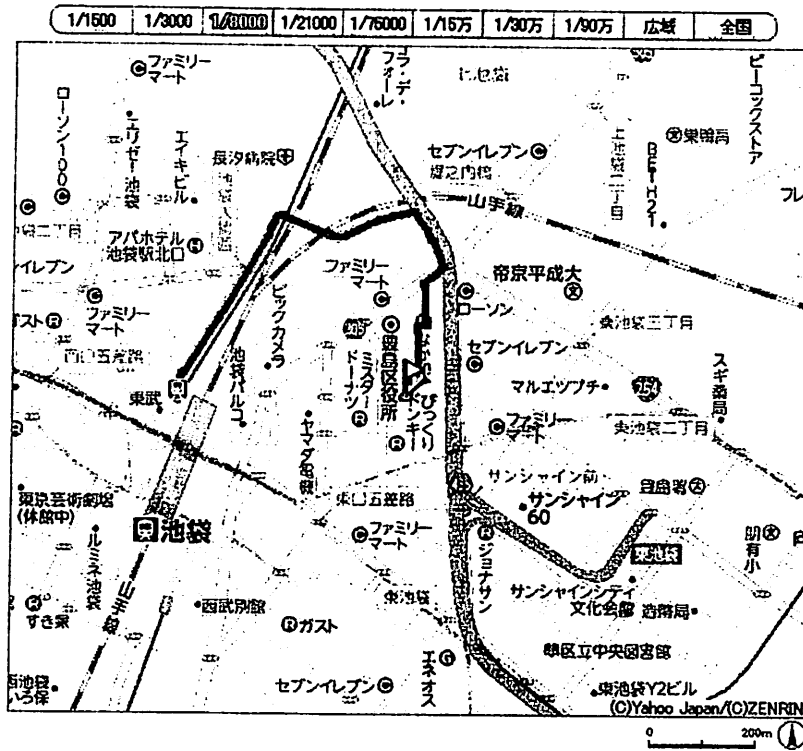
小関啓子さん(杉並の教育を考えるみんなの会事務局長、元教員)

参加費 500円 大学生 250円

主催:日本民教連・都道府県民教、日本民教連九条の会、日本子どもを守る会

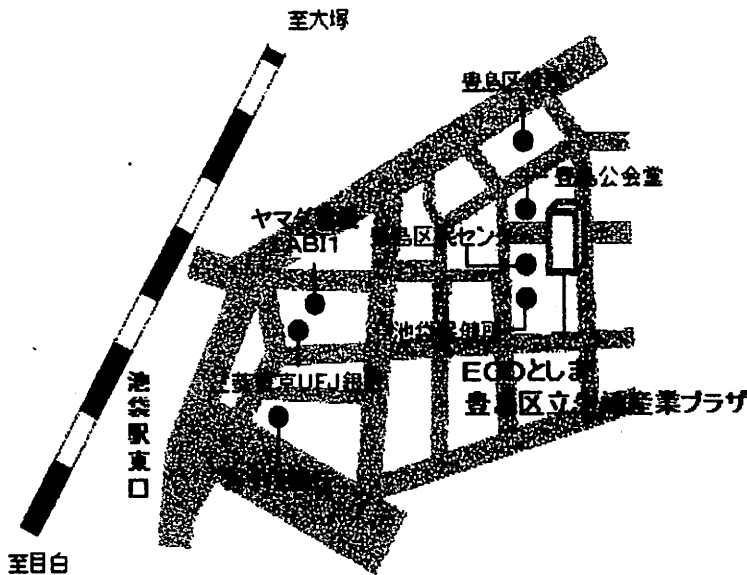
生活産業プラザ(ECOとしま)

東京都豊島区東池袋1丁目 付近



MAPCODE 821338

最寄駅 池袋駅(東武)北口



開館時間

9時00分から21時30分

休館日

毎月第3日曜日

年末年始

12月29日から1月3日

所在地

170-0013

豊島区東池袋1-20-15

交通

池袋駅東口より徒歩7分

問い合わせ

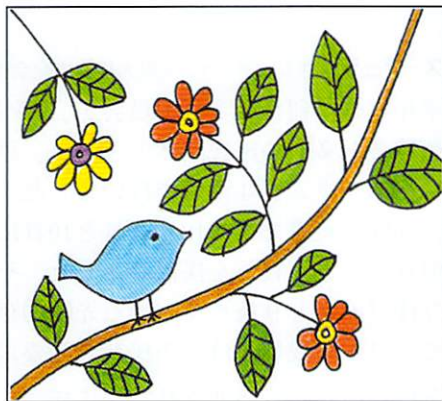
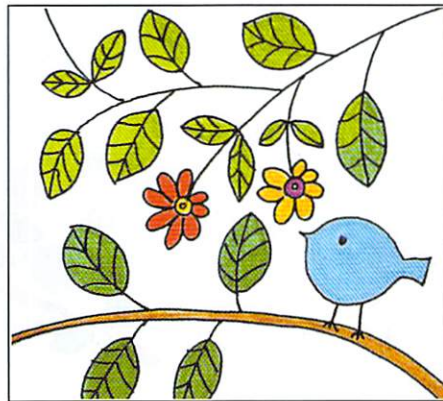
生活産業プラザ 1階受付

TEL 03-5992-7011

fax 03-5992-7020

輝け9条 生かそう憲法 平和とくらしに 被災地に

2012年
5・3



憲法
集会

スピーチ 伊波洋一さん(元宜野湾市長) 小山内美江子さん(脚本家)
福島県の被災者からの発言
志位和夫さん(日本共産党委員長) 福島みずほさん(社会民主党党首)
サックス演奏 中川美保さん

5月3日(木) 日比谷公会堂

開会13:00 開場12:00(11:00より入場整理券を配布します)

入場無料 手話通訳・第2会場あり

銀座パレード15:30出発

主催 2012年5・3憲法集会実行委員会

この集会は非暴力で参加団体・個人を誹謗しないことを確認しあって開かれます

2012年5・3憲法集会&パレードにあなたの参加を呼びかけます



伊藤千尋さん (ジャーナリスト)

憲法9条と並んで大切な25条の生存権が、日本では無視されています。平和憲法を实践する中米コスタリカの女性大統領は、昨年末に来日したさい、「我が国は原発を持たない」と明言しました。原発事故を起こした日本こそ、率先して自然エネルギーに転換すべきでしょう。この国の政府は国民を向いていません。世界が変革に向かっている今こそ、市民の力が必要です。反対するだけでなく、国民が賛同できる対案を出して、政治を変えましょう。



中里見博さん
(前福島大学准教授)

とうとう日本で本当に起きてしまった世界最悪レベルの原発過酷事故。政府の事故対応も「世界最悪レベル」ではないか。「原発安全」神話を流布してきたのと同じ顔ぶれが、今度は「被曝安全」神話、はたまた「事故収束」神話を流布していることに注意してかからねばならない。民主政治と人権保障の対極に位置する原発を、憲法の観点から総点検・総批判し、一日も早い全原発廃絶を実現することが、「3・11」以後すべての国民に課せられた課題であると思います。



三宅晶子さん
(千葉大学教授)

福島と沖縄は、戦後日本が作り出してきた矛盾の構造を突きつけています。今、原発 - 格差 - 軍事構造によって脅かされている「生命、自由及び幸福追求に対する権利」(憲法13条)、「生存権」(25条)、「平和のうちに生存する権利」(前文、9条)は、すべての人間が生まれながらにして持つ「人間の尊厳」(国連憲章第1条)の核心です。「将来の国民」(11条)に対しても、この国に共に生きる他国籍の人びとに対しても、この尊厳への責任を果たしていきましょう。



カルロス・デュランさん (スペイン国際人権法協会会長)

2011年12月、平和への権利日本実行委員会が、スペイン国際人権法協会と多くの市民団体とともに、平和への権利のシンポジウムを4カ所で行いました。名古屋、大阪、那覇、東京です。12月3日と10日には、平和への権利に関する名古屋宣言、東京宣言を採択しました。そこでは、日本の憲法が平和的生存権(前文と9条)を認める先駆的存在であると認めています。そして、日本の裁判所は、市民社会の要求を受けて、平和的生存権の内容を徐々に詳しく発展させています。



輝け9条

生かそう憲法

平和とくらしに 被災地に

〈2012年5・3憲法集会実行委員会事務局団体〉

憲法改悪阻止各界連絡会議(03-3261-9007)

「憲法」を愛する女性ネット(03-3592-7507)

憲法を生かす会(03-5269-4847)

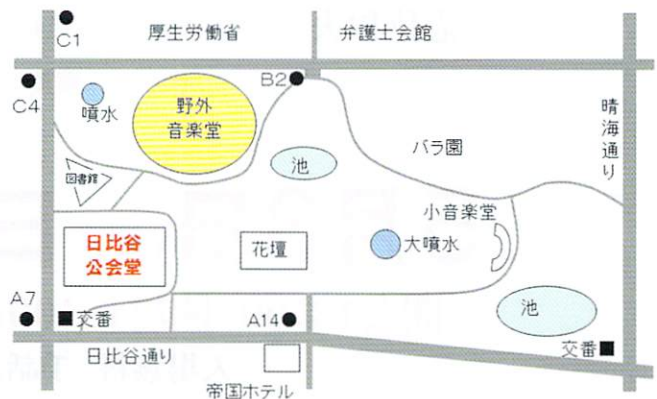
市民憲法調査会(03-5379-5563)

女性の憲法年連絡会(03-3401-6147)

平和憲法21世紀の会(03-3641-6991)

平和を実現するキリスト者ネット(03-5272-8312)

許すな! 憲法改悪・市民連絡会(03-3221-4668)



地下鉄丸の内線 霞ヶ関駅B2出口より徒歩5分
地下鉄日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅C1・C4出口より3分
地下鉄日比谷線・千代田線 日比谷駅A14出口より3分
地下鉄都営三田線 内幸町駅A7出口より2分

2012
第26回

憲法フェスティバル

いま、足もとから考える 育てよう平和のこころ 伝えよう憲法のこころ

今年の
テーマ
**いま、
このとき!**



活動するアイドルグループ
制服向上委員会

コンサート
「ダッ!ダッ!脱・原発の歌」など



作家・作詞作曲家
新井 満
講演・朗読・歌唱
「千の風になって」

Photo by Kurigami Kazumi



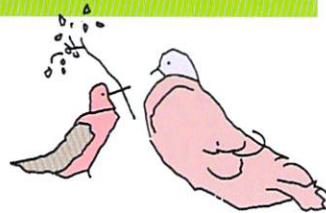
女性噺家 真打
古今亭 菊千代
落語 / 平和でなくては落語は
笑ってもらえない



5月19日(土)

開場 12時00分 開演 12時30分 終演 15時15分 (予定)

ニッショーホール 03(3503)1486



参加券: 前売 2,000円 / 当日 2,500円

大学生 1,000円 障害者・付添人各 1,000円 (前売・当日とも) 高校生以下無料

- ★手話通訳がつかます (協力: 東京都手話通訳問題研究会)
- ★保育室あります (希望される方は前もってご連絡ください)
- ★会場ロビー企画 書籍・CDの販売・サイン会等、楽しい企画を準備しています。

主催●憲法フェスティバル実行委員会
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビル1706号室 南北法律事務所気付

Tel・Fax 03(5211)0997

<http://www.kenfes.com/>

いま、このとき!

今年のテーマ

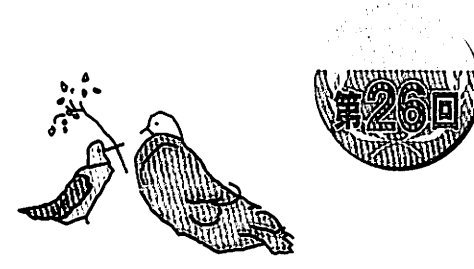
東日本大震災から1年余り経ちました。皆さん、この1年をどのような思いで過ごされたでしょうか?
地震や原発事故で大変な思いをした方や、今なお辛い思いをしている方もいらっしゃると思います。また、被災者にさまざまな支援をしたいと思う方、国の被災者支援のあり方や原発行政に疑問を持つ方もいらっしゃるでしょう。
地震・原発以外のことに目を移しても、児童虐待、非正規雇用の増

加・就職難、過労死の問題はまだまだ解決されず、自殺者が14年連続で3万人を超える状況は変わりません。景気をさらに冷え込ませる消費税増税が進められようとしています。
こういった状況の中、私たちはこのままでいいのでしょうか?こんな時代に生きている私達は、いま、何ができ、何をすべきでしょうか?人として生きるとは、どういうことでしょうか?さまざまな疑問がわいてきます。
今年の憲法フェスティバルは、そのヒントになるようなステージを用意しました。
ぜひ、会場にお越しいただき、一緒に考えてみませんか。

第一回憲法フェスティバルに寄せられたことは

木下恵介

せめて、
せめてです。
せめて吾々が
平和憲法を
守り抜かなければ、
愚かな戦争で
死んだ人たちの
魂は
安らかに眠りません。
それが
誓いであり、
手向けです。



出演者プロフィール

新井 満 (あらい まん) / 作家、作詩作曲家

1946年新潟市生まれ。
1988年「尋ね人の時間」で芥川賞を受賞。
2003年11月に発表した写真詩集「千の風になって」(講談社)と、それに曲を付け自ら歌唱したCD「千の風になって」(ポニーキャニオン)は現在もロングセラーを続けている。同曲で2007年日本レコード大賞作曲賞を受賞。著書多数。CD多数。最新刊は「希望の木」(大和出版)。

古今亭菊千代 (ここんてい きくちよ) / 女性噺家 真打

1984年、古今亭菊門下に入門し、93年に先輩の三遊亭歌の多師と共に女性初の真打に昇進。以降、本来の寄席やホール、さまざまな落語会への出演のほか、手話と一緒に楽しむ落語、朝鮮・韓国語での落語、新作、自作品など、また、南米など海外で日系の方々の前で多数口演。東京拘置所では篤志面接委員として受刑者対象に話し方教室、講演では「落語界楽屋話・男女共同参画・人権・平和・矯正・手話活動」などをテーマに各地を奔走中。東日本大震災現場での出前落語にも積極的に参加。

制服向上委員会 (せいふくこうじょういいんかい) / 活動するアイドルグループ

「清く正しく美しく」をモットーに、「やりたい事を出来る事から」「歌えるならどこへでも」の精神で、ライブとボランティアを中心に活動する。1995年に独自のレコード会社をスタートさせ、現在までにグループ、ユニット、ソロを含め57枚のCDアルバムをリリース。2012年アイドルグループとして最長の結成20年を迎える。昨年8月にリリースしたCD「ダッ!ダッ!脱・原発の歌」が話題となる。

- (敬称略・50音順)
- 若松 隆
 - 吉永 小百合
 - 山田 洋次
 - 山崎 昭一
 - 山崎 明子
 - 山崎 弘一
 - 山崎 誠一
 - 山崎 誠二
 - 山崎 誠三
 - 山崎 誠四
 - 山崎 誠五
 - 山崎 誠六
 - 山崎 誠七
 - 山崎 誠八
 - 山崎 誠九
 - 山崎 誠十
 - 山崎 誠十一
 - 山崎 誠十二
 - 山崎 誠十三
 - 山崎 誠十四
 - 山崎 誠十五
 - 山崎 誠十六
 - 山崎 誠十七
 - 山崎 誠十八
 - 山崎 誠十九
 - 山崎 誠二十
 - 山崎 誠二十一
 - 山崎 誠二十二
 - 山崎 誠二十三
 - 山崎 誠二十四
 - 山崎 誠二十五
 - 山崎 誠二十六
 - 山崎 誠二十七
 - 山崎 誠二十八
 - 山崎 誠二十九
 - 山崎 誠三十
 - 山崎 誠三十一
 - 山崎 誠三十二
 - 山崎 誠三十三
 - 山崎 誠三十四
 - 山崎 誠三十五
 - 山崎 誠三十六
 - 山崎 誠三十七
 - 山崎 誠三十八
 - 山崎 誠三十九
 - 山崎 誠四十
 - 山崎 誠四十一
 - 山崎 誠四十二
 - 山崎 誠四十三
 - 山崎 誠四十四
 - 山崎 誠四十五
 - 山崎 誠四十六
 - 山崎 誠四十七
 - 山崎 誠四十八
 - 山崎 誠四十九
 - 山崎 誠五十
- 2012(第26回) 憲法フェスティバルに 私たちも賛同します
2012年3月12日現在

FAX 03-5211-0997 切り取らないで送信してください

楷書でお願いします

お名前 _____

〒 _____

ご住所 _____

ご連絡先 _____

- 一般 2,000円 (枚)
- 大学生 1,000円 (枚)
- 障害者・付添人 1,000円 (枚)
- 高校生以下 無 料 (枚)
- に○印をつけ、枚数をご記入ください

チケット購入は

- ①郵便振替：00180-9-650447「憲法フェスティバル」(通信欄にご希望枚数と合計金額をご記入ください)
- ②銀行振込：三菱東京UFJ銀行 春日町支店(替)0979506 憲法フェスティバル実行委員会 会計 北山紀子 (ファクスまたはお電話で希望枚数、連絡先等必要事項をお知らせください)
- ③電話・ファクスまたはホームページの申し込みフォームで
- ④ローソンチケット(Lコード31920)

■お問い合わせ・チケット販売/憲法フェスティバル実行委員会事務局 (TEL・FAX. 03-5211-0997)
後楽園法律事務所 (TEL. 03-3818-1640) 旬報法律事務所 (TEL. 03-3580-5311)

日中韓青少年歴史体験キャンプに参加しよう



第11回 日中韓青少年 歴史体験キャンプ

今年
は
中国
の
大連
市

東アジアの若者がつどい、学び、語り合い、
一緒に遊んで友だちになろう

「日中韓青少年歴史体験キャンプ」は、今夏で第11回目となりました。これまでにおよそ1000人の3国青少年が、5泊6日間、現地のフィールドワークや証言、講演を通じて学び、討論・対話によって深め合い、歴史認識の共有をめざしてきました。

通訳の担当者がたくさんいますから安心です。文化交流やスポーツ大会もあってすごく盛り上がります。なによりも隣国にたいする誤解や偏見から解放され、平和を願う国際交流によって多くの友人を得ることができます。

21世紀の東アジアに暮らす私たちの平和や安定をどのようにして創るのか、過去の侵略戦争をどのように考えるのか。この青少年キャンプはあなた自身の将来や生き方に大きな影響を与えるでしょう。あなたも参加してみませんか。



昨年の仁川（韓国）で共同制作をした壁画

2012年7月25日(水)～30日(月)

定員

中・高生 各国40人
参加人数は日・中・韓の
スタッフ合わせて総数200名

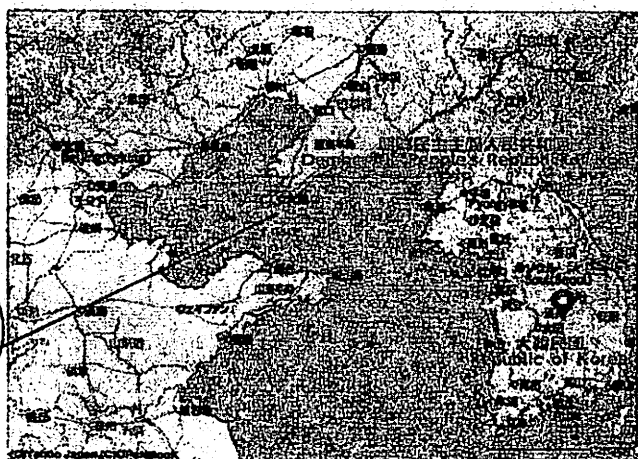
参加費

未定
現地での費用と航空運賃が
必要です。

申し込み締め切り

6月末予定

大連



主催

【韓国】アジアの平和と歴史教育連帯
【日本】第11回日中韓青少年歴史体験キャンプ実行委員会
【中国】中国社会科学文献出版社（予定）

問い合わせ先

第11回日中韓青少年歴史体験キャンプ実行委員会事務局
子どもと教科書全国ネット21

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-6-1 小宮山ビル201

TEL: 03-3265-7606 FAX: 03-3239-8590 E-mail: kyokashonet@a.email.ne.jp

第36回

2012年夏 歴教協ヨーロッパの旅

ポーランド・ドイツ

アウシュビッツと

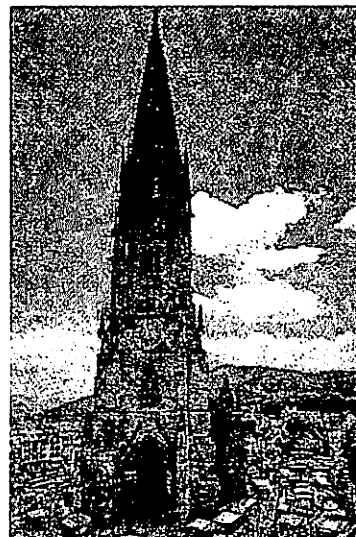
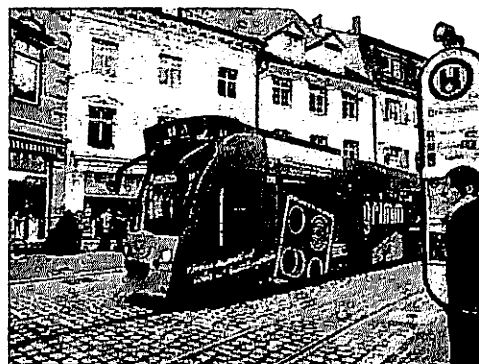
ドイツ環境首都フライブルク

実施期間 8月13日(月)～8月20日(月)8日間

旅行費用 425,000円 左記旅行費用の他に、燃油付加運賃や空港税などが約53,000円かかります(この費用は変動します)

実施人数 30名(最低実施人数20名)定員になり次第締め切ります。お申込みはお早めに

添乗員 同行します **申込締切** 6月29日(金)



お誘い

今回のヨーロッパ旅行はポーランドとドイツを訪れます。

「負の世界遺産」であるアウシュビッツ強制収容所とビルケナウ強制収容所。現代を生きる私たちは、まだアウシュビッツを克服できていないとはいえません。それができるまで、アウシュビッツは世界遺産であり続けるでしょう。負の歴史からも私たちは学ばなければいけません。

そして歴教協の旅としては今回初めて、ドイツの環境首都・フライブルクを訪れます。1992年、ドイツ環境支援協会によるコンクールで最高点を獲得して「環境首都」として表彰されたドイツ南部の都市です。日本では東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用が大きな課題になっています。2012年7月から日本でも再生可能エネルギー電力買取制度が開始されることになり、再生可能エネルギーの利用が飛躍的に増大する可能性があります。そのときに、早くから太陽光発電の普及を中心にした脱原発・自然エネルギー推進をおこない、大気汚染対策として都心への自動車乗り入れ制限、路面電車(LRT)の延伸によるパークアンドライドを実施してきた都市を訪問できることは、日本の将来を考える上で大きな刺激を受けることができると思います。フライブルク大聖堂、新旧市庁舎、フライブルク大学などが集まる旧市街地もまた魅力的です。

団長：村松邦崇(一般社団法人 歴史教育者協議会常務理事)

※申込書を兼ねた詳細な資料
をご請求下さい

TEL: 03-3357-3377 FAX: 03-3357-3317
メール: harasawa@fits-tyo.com 歴教協の旅担当まで

企画

歴史教育者協議会

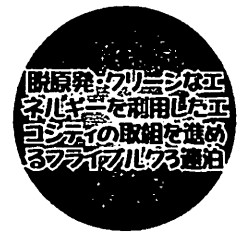
企画・実施

(株)富士国際旅行社

第36回 歴教協ヨーロッパの旅

日次	月日	曜	都 市	現地時間	交通機関	摘 要	〈宿泊地〉	食事
①	8月13日	月	東京成田空港発	午前	航空便	空路、ヨーロッパ内都市へ		
			ヨーロッパ内都市着	夕刻				
			ヨーロッパ内都市発	夜		航空便を乗り換え、ポーランド第二の都市クラクフへ		L-機
			ワルシャワ着	夜	航空便			D-X
			クラクフ着		専用車		<クラクフ泊>	
②	8月14日	火	クラクフ発	午前	専用車	午前：世界遺産のクラクフ旧市街見学 ●ヤギューオ大学 ●聖マリア教会 ◎旧市街広場		B-H
			オシフィエンチム着		専用車	午後：アウシュビッツ強制収容所見学 記録映画、収容棟、身の回り品の展示、ガス室 夜：国際青年交流センターでスタッフと交：オシフィエンチム泊		L-RL D-H
③	8月15日	水	オシフィエンチム発	午前	専用車	午前：ビルケナウ強制収容所跡見学（第二収容所） 収容棟、引込み線、破壊されたガス室と焼却炉		B-H
			ブジェジнка着					L-RL
			ブジェジнка発		鉄 道	陸路、ポーランドの首都・ワルシャワへ		
			クラクフ着／発		約3時間		<ワルシャワ泊>	
			ワルシャワ着		専用車			
④	8月16日	木	ワルシャワ発	午前	航空便	午前：世界遺産のワルシャワ旧市街見学 ◎旧市街広場 ●歴史博物館 ◎ワルシャワ蜂起記念碑		B-H
			フランクフルト着／発		航空便	空路、ドイツのフランクフルト（またはミュンヘン）へ		L-RL
			フライブルク着	夜	専用車		<フライブルク泊>	D-X
					専用車	終日：フライブルクのエコスタイル体験 ●クライン・ガルテン（市民農園） ●エコ・ステーション（環境教育施設） ◎ソーラープラスエネルギー団地		B-H L-R <フライブルク泊>
⑤	8月17日	金	フライブルク					
					徒歩	午前：フライブルク市の環境政策について		B-H
					公共交通	現地在住日本人によるレクチャー		L-R
						午後：自由行動		D-R
							<フライブルク泊>	
⑥	8月18日	土	フライブルク					
⑦	8月19日	日	フライブルク発	朝	専用車	フランクフルト（またはミュンヘン）空港へ		B-H
			フランクフルト着／発	午前				L-X
			ヨーロッパ内都市着					
			ヨーロッパ内都市発		航空便		<機中泊>	D-機
			東京成田空港着	朝				B-機
⑧	8月20日	月				●=入場して見学、◎=下車して見学、○=車窓から見学		

B=朝食付、L=昼食付、D=夕食付、機=機内食 H=ホテルで RL=市内レストランで 機=機内食
OP=オプション・ツアー（希望者参加の小旅行、別途料金） サ=サンドイッチ 弁=弁当



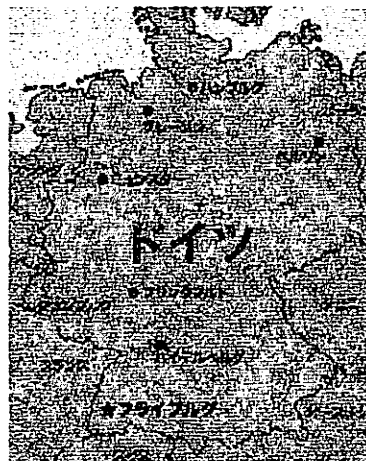
世界遺産・クラクフの旧市街



フライブルクの街並



ソーラープラス・エネルギー団地



15世紀からあるフライブルク大学を中心とした諸機関が、この研究開発の役割を果たし環境意識の高い町づくりを促進しています。市民の様々な面での環境に対する思いや考えが公民両機関に反映され、住民運動を意味あるものとし、又、学術機関の設立や発展に寄与してきたのです。更にエコ研究所、自然保護団体、フラウンホーファー物理研究所、その他数多くの環境関係機関がこのフライブルク市で活動しています。フライブルクの町で見られる交通対策、ゴミ処理対策、エネルギー対策、森林対策等、この町のオリジナルな実験例を経て、連邦レベルで広がっている環境対策が少なくありません。
-前田茂子事務所ホームページより抜粋

旅行企画・実施



観光庁長官登録旅行業第84号 JATA正会員 総合旅行業務取扱管理者：太田正一 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-11-7 宮庭ビル4階

株式会社 **富士国際旅行社** TEL：03-3357-3377 FAX：03-3357-3317

歴教協ヨーロッパの旅係

<http://www.flis-lyo.com>

せりと

旅行日程表

2012年 第36回歴教協ヨーロッパの旅 アウシュビッツとフライブルク

※この請求書にご記入いただいた方の個人情報は、当社から必要書類を

フリブルク	〒	-
フリブルク	電話	() -

【共同アピール】

**東京都教育委員会は最高裁判決の趣旨に基づき、
自由闊達な教育を取りもどすため、建設的な対応をするよう求めます**

2012年 4月 5日

＜東京・教育の自由裁判をすすめる会 共同代表＞

市川須美子（獨協大学教授、日本教育法学会会長）	大田 堯（東京大学名誉教授）
尾山 宏（東京・教育の自由裁判弁護団長）	小森陽一（東京大学大学院教授）
斎藤貴男（ジャーナリスト）	醍醐 聰（東京大学名誉教授）
俵 義文（子どもと教科書全国ネット21事務局長）	
野田正彰（関西学院大学客員教授）	堀尾輝久（東京大学名誉教授）

最高裁判所第一小法廷は、2012年1月16日に「君が代」処分取消訴訟事件について原告一部勝訴の、2月9日に国歌斉唱義務不存在確認等請求事件（通称「予防訴訟」）について原告敗訴の判決を言い渡しました。これらの判決を前に2011年12月7日、私たちは「最高裁は司法の良心を示し、教育への政治・行政の介入に歯止めをかける判決を出すよう望みます」との共同アピールを発表しています。

いま大阪では、橋下徹大阪市長（前大阪府知事）・維新の会による学校への「君が代」強制が強引にすすめられています。橋下市長の友人である民間人校長（弁護士）が教職員の「口元チェック」まで踏み込むという異常さです。その手法は、直接には職務命令を受けた教職員に向けられていますが、すぐに生徒への指導の方法となって現れてくることは、東京での事態からも明らかです。

このような動きを見ると、今回の最高裁判決が「校長による国歌斉唱時の起立斉唱・伴奏の職務命令を違憲とは言えない」としたことで、東京での「君が代」強制の異常さが各地に広がっていくことに歯止めをかける役割を果たせなかったことは、大変残念と言わざるをえません。

判決は処分を受けた教職員の不起立等の動機を真摯な思想・良心に基づくものであることを認めたくて、起立斉唱・伴奏の職務命令は“間接的に”思想・良心の自由を侵害するものであるとの判断を示しました。それゆえに、職務命令違反に対する懲戒処分については抑制的であることを求め、許される懲戒処分の種別を原則として戒告に限っています。戒告を超える過酷な懲戒処分については「慎重な考慮が必要となる」とし、機械的な累積加重による減給や停職処分は裁量権の逸脱・濫用にあたり、違法と判示しました。

行政の行った懲戒処分に対して最高裁がその違法性を指摘して取り消すということは、稀有であり異例なことです。最高裁判決の示唆するところを読み取り、その意を十分に酌んで対応するのが、常識的な行政の在り方です。この判示を東京都の教育行政当局は真剣に受け止めるべきです。

しかし、東京都教育委員会は判決後も「これまでどおり実施（1月24日通知）」と言い、3月29日には本年卒業式での不起立者に対する「戒告」処分を発令しました。最高裁判決の趣旨からして「減給」以上の処分を出せなかったとはいえ、一方で、服務事故再発防止研修で「教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務について」を内容として内心の自由に踏み込もうとし、回数も4回に増やすなど、その強化を図っています。最高裁判決の趣旨を無視し、これに背くものです。

東京都教育委員会のこうした頑なな姿勢は、子どもを人格ではなく人材とみなし、上からの競い合いを押しつけることに熱心な現在の教育行政にも表れています。東京の学校や子どもたちから自由でのびのびした学びの場を奪うもとなっています。

今回の判決の特徴の一つは、反対意見・補足意見が多く添えられたことです。第一小法廷5人の裁判官のうち、1月16日の判決では1人が反対意見、2人が補足意見を、2月9日の判決では1人が反対意見、3人が補足意見を書くという、異例の状況となりました。職務命令は合憲であると判断をした多数意見の裁判官であっても、次のような補足意見を述べています。

櫻井龍子裁判官：「教育の現場でこのような職務命令違反行為と懲戒処分がいたずらに繰り返されることは決して望ましいことではない。教育行政の責任者として、現場の教育当事者として、それぞれがこの問題に真摯に向かい合い、何が子供たちの教育にとって、また子供たちの将来にとって必要かつ適切なことかという視点に立ち、現実には即した解決策を追求していく柔軟かつ建設的な対応が期待される場所である」「これまでも増して自由で闊達な教育が実施されていくことが切に望まれる」

金築誠志裁判官：「教職員に対する職務命令に起因する対立であっても、これが教育環境の悪化を招くなどした場合には、児童・生徒も影響を受けざるを得ないであろう。そうした観点からも、全ての教育関係者の慎重かつ賢明な配慮が必要とされることはいままでもない」

横田尤孝裁判官：「違反者に重い処分を課したからといって、事柄の性質上、根本の問題が解決するわけでもない。国旗及び国歌をめぐる職務命令違反行為とそれに対する懲戒処分の応酬という虚しい現実、本来教育の場にふさわしくない状況であるといわなければならない。関係者は、ともども、こうした現実が多感な生徒に及ぼす影響とこの問題に関する社会通念の在り所について真摯に考究し、適切妥当な解決のために具体的な方法を見いだすよう最大限の努力をすることが望まれる。この稔りなき応酬を終息させることは、関係者全ての責任というべきである」

これらの補足意見をみれば、最高裁判官の多くが法律上の合法違法の判断とは別に、都教委の「日の丸・君が代」強制体制に少なからぬ問題があると考え、教育環境のこれ以上の悪化を食い止め、自由闊達な教育環境を取り戻すため、「全ての関係者」の努力を切実に求めているということは、誰の目にも明らかと言うべきです。

前回の共同アピール（2011年12月7日）で、私たちは「学校では、自由闊達な議論を保障し、生徒と教師の主體的な人格的触れ合いを通して、子どもたちの成長をはかる必要があります。上からの命令にただ服従することからは、生徒が潜在的に持っている能力を引き出すことはできません。国際的にも共通認識になっているところですが、生徒が相互に学び合い助け合うような自由な教育環境こそが子どもたちの力を伸ばしていくのです」と述べました。最高裁判官の多くも、教育の条理に立って東京の学校の状況をみれば、命令による抑圧的な教育の現状に対して懸念と憂慮を抱かざるを得ないことが、多くの補足意見から読みとることが出来ます。

そもそも、政党政治や一般行政（都知事等）からの独立性を求められている「教育行政」は、文化的営みである教育が、個々の生徒の成長を願って自由闊達に行われるように、教育環境を改善する義務を本来負っているはずで

私たちは、東京都教育委員会が、

①紛争を解決するための具体的改善策を策定し関係者すべてに提示すること

②関係者すべてによる話し合いの場を設定し、責任ある担当者が出席すること

などして、最高裁判決の趣旨に基づき、柔軟かつ建設的な対応をするよう、心より望みます。

平民研連ニュース

No. 41

2012年4月1日発行
〒113-0034
文京区湯島1-9-15 茶州ビル9F
日本科学者会議 気付
TEL 03-3812-1472

平和と民主主義のための研究団体連絡会議

大阪市における憲法違反の調査の即時中止を求める声明

橋下徹大阪市長は、2月9日、野村修也市特別顧問に「労使関係についての調査」を指示するとともに、全職員に対して、この調査のアンケートに回答するよう業務命令を発した。

この調査は、職員の氏名などを明示させた上で、政治活動や組合活動に関する質問に、任意ではなく「業務命令」として答えさせるものであり、「正確な回答がなされない場合には処分の対象となりえます」と威嚇する言葉も付されている。この調査は、次のような点で重大な憲法と法令に対する違反と民主主義の破壊をもたらすものであり、看過できない問題をはらんでいる。

第1に、この調査は、街頭宣伝への参加の有無、他の職員や職員以外の人から選挙での投票依頼を受けたことの有無、その職員その他の名前など、職員の内心の自由(憲法19条)やプライバシー(憲法13条)に属する事柄の回答を強要するとともに、現行法上地方公務員でも行うことのできる政治活動まで詮索しており、職員の政治活動の自由(憲法21条)を侵害するものである。そして、このような調査は、市の職員のみならず、市民・国民の権利を侵害するものでもある。

第2に、この調査は、組合への加入や組合活動への有無から、組合や組合活動への評価など広範囲に及び、そこには職員と組合との間の相互不信を煽る内容が含まれており、これは、職員組合に対する支配介入をもくろむ不当労働行為に当たり、憲法28条が保障する労働基本権を侵害するものである。

第3に、このような調査は、市長としての職責をわきまえない職務命令の濫用であり、市長権限の政治的私物化にほかならず、地方自治体の長として自治体を民主主義的に運営する責任に背を向けるものと言わざるをえない。

報道によると、各界からの多くの批判を受けて、野村修也市特別顧問は、この調査の「凍結」を決めたようであるが、中止されたわけではなく、調査に応じて行われた回答のデータの取り扱いなども問題となる。

私たち、平和と民主主義のための研究団体連絡会議は、このような違憲・違法な調査を即時に中止すること、すでに集められたデータの即時かつ確実な廃棄を、強く求めるものである。

2012年2月20日

平和と民主主義のための研究団体連絡会議 幹事団体会議

平民研連 シリーズシンポジウム 「日本の教育—現状と課題を探る」第2回を開催

2011年12月11日、文京駒込地域活動センター

平民研連シリーズシンポジウム「日本の教育—現状と課題を探る」第2回が、2011年12月11日、文京駒込地域活動センターで午後1時半より開催された。民主主義科学者協会法律部会の小沢隆一氏の司会で、はじめに、北村 実・平民研連代表が平民研連発足の経過をまじえて主催者挨拶をしたのち、一橋大学の中田康彦氏(教育社会学)による基調講演と二つの報告(杉並区でのいわゆる「つくる会」系教科書採択を阻止した市民運動と七生養護学校(当時)に対する不当な政治介入に対する教員と市民の裁判闘争)を受けた。報告と討論の概要を紹介する。

基調報告 地域主権・政治主導は教育をどこに導くか

中田康彦氏(一橋大学・教育社会学)

中田氏は、まず2011年の大阪市長選挙で橋下氏が“教育改革”を掲げたことを話題として、「地域主権」の教育改革とは何かと問いかけた。「地域主権」の本来の語義は中央集権的な国家統制の解体と住民の要求をより反映させやすい単位での自治を指すのだが、昨今のそれは首長の要求をより反映させやすい単位でのリーダーシップにすりかえられる。そこでは「官僚主導から政治主導」というスローガンが台頭し、公共労働(住民サービス)のスリム化が公務員制度改革の焦点とされ、「スリム化路線の政治」か「財政規律路線の政治」かという対比を設け、ある種の仮想敵を作ってそれを攻撃することによって支持を集める、かつての小泉政権型手法がとられた。

民主党政権は、期待を集めて政権交代したものの、高校授業料無償化を除けば、自民政権との違いがもはや見られず、国民から見て新たな展望も感じられなくなり、その限界があらわとなっている。このような閉塞感のもとで、大阪市長選挙では「自民・民主という既成政党」vs.「大阪維新の会という新しい地域政党」という構図が作られ、有権者の「期待」の風の奪い合いがはじまった。そこで“改革”の内容として謳われたのは、地方への規制緩和と国家財政のスリム化、その手法としての競争原理の導入と目標管理である。



討論(以下、Q:質問、C:コメント、A:演者解説)

Q: 教育の目標を知事が決めるとする橋下氏の教育基本条例案に、府教育委員会が違法だと声明したとの報道があるが。

A: 違法は違法だが、「違法です。以上、おわり。」とはいかない。法律そのものを変えられてしまえば違法ではなくなる場合もある。教育基本法が改定され、従来は行政上の学習指導要領が、法的後ろ盾を持つようになってしまったこともある。

C: かつて中野区の教育委員準公選の時には、それが地方自治重視の立場から、憲法に理念に合致すると議論したが。

A: その通りだと思うが、最近は教育学研究者の中でも、議論が希薄となっているようだ。

現場報告 「つくる会」教科書採択反対運動 10年間の歴史

小関啓子さん(杉並の教育を考えるみんなの会)

小関啓子さん(杉並の教育を考えるみんなの会)は「杉並区の教科書採択問題」と題して、概要、以下の報告をした。

2000年の杉並区長選挙で、松下政経塾出身の山田宏氏が新自由主義「改革」を叫んで当選し、杉並区長となってから学校選択制、学校統廃合など「教育改革」が次々と打ち出され、その「教育改革」に異を唱えた教育委員2名を、任期を理由に突然更迭。2委員に同調して教育委員長も辞任し、一挙に教育委員3名を入れ替えた。このため区議会も紛糾し、区内の学者・文化人・市民 300人以上で「教育委員選任反対！緊急アピール」が出され、区長は入れ替えた1名を取り下げたが、2名は教育委員に新任した。この人事で区長が「つくる会」教科書採択を目論んでいることが明確になり、市民の手で「杉並の教育を考えるみんなの会」が結成された。

2001年の空席の教育委員に際しては、市民も「PTA関係の女性を」と運動し、安本ゆみ氏が就任。同年7月4日に教科書採択の日に800人の区民が区役所をとりまき「子どもたちには歴史の真実を！」と訴えた。区長選任の2名が「つくる会」教科書を推したが興川教育長も「押し付けがましく、沖縄の戦争の記述がない」と反対し、3:2で採択されなかった。しかし、後に教育長が辞めさせられた。2003年に区政を変えようと活動し、候補を立てたが及ばず、山田区長はますます右傾化した言動を繰り返し、8月12日は1000人近い傍聴者が集まったが、委員会室の20人は別室で会議。右翼の街宣車も4台来て歴史教科書が扶桑社版に決まった。この経過はNHKテレビの「クローズアップ現代」でも報道した。

2006年に教育基本法が改悪される一方、「つくる会」が内紛・分裂し、歴史教科書が扶桑社の子会社の育麟社からと自由社からに分かれる。2007年区長選に再度挑戦するも果たせず、2009年8月12

日に「つくる会」歴史教科書が再び採択された。

2010年に前都議会議長の田中良氏が杉並区長となる。新区長は「教育に政治介入しない」と発言。議論の方向が一変し、8月10日の教科書採択で3度の採択は許さなかった。



討論

Q: 地方自治のもとで、首長の意向で教育委員会を変えてしまったり、へんなことがたくさん起こっている。教育や福祉にはナショナルスタンダードがあるべきで、制度的“欠陥”とも言える、誤った方向での「改革」が大都市でおこっており、危険な兆候だ。

A: 山田区長は革新ポーズで登場したので彼を「革新」だと思って投票した人が多かったようだ。杉並は原水禁署名や社会教育運動など市民運動が活発だが、「つくる会」側もパンフレットを用意するなど用意周到だった。



現場報告 七生養護「こころとからだの学習」裁判の経過

宝方喜代美さん（都立七生養護学校裁判原告）

東京・日野市の七生養護学校(当時)の「こころとからだの学習」に対する一部の都議会議員や都教育委員からの攻撃と不当な処分に裁判で闘った原告団の宝方喜代美さんは、概要以下を報告した。

七生養護学校の教員集団は、ハンディキャップを負った生徒たちのために、何年も時間をかけ、丁寧な話し合いを積み重ねて、校内的な合意を図りながら「こころとからだの学習」実践を、積極的に授業公開しながら、意見を出し合っていたきながら、創ってきた。こうして、七生では「こころとからだの学習」を学校の特色のひとつと位置づけて、公然と発信もしていた。

2003年7月2日、東京都議会で土屋敬之都議(民主党)が「最近の性教育は、口に出し、文字に書くことがはばかれるほど内容が先鋭化し・・・」と、「ある養護学校では」としながら七生養護学校の自主教材「からだうた」をとりあげた。これに呼応して、横山教育長が「『からだうた』は男女の性器の名称が、児童の障害の程度や発達段階への配慮を欠いておりきわめて不適切」と断定し、石原都知事は「挙げられた事例はどれを見ても、あきれ果てるような事態が堆積している」などと答弁した。この質疑の2日後、7月4日には早速、土屋都議が2人の自民党都議、区議や市議、都教委の指導主事と産経新聞記者を伴って学校に「視察」に来た。

土屋都議は性教育をはなから批判し、一方的な批判・非難をあげた。新聞記者らは教材である人形の下半身をわざわざ露出させ、床に並べて写真撮影し、翌5日の産経新聞は「過激性教育 都議らが視察」、「まるでアダルトショップのよう」とこの写真を載せて大きく報道した。9日には37名の指導主事が乗り込み、聞き取り調査が行われた。質問や記録すら許さない一方的なもので、まるで犯罪捜査のようだった。

この報告に基づき9月11日、116名もの大量処

分が発令され、翌年3月には強制異動も含め全教員の3分の1にもあたる教員を異動させ、その後3年で当時の教員はほとんどいなくなるという形で七生の教育を破壊した。この攻撃に対し、七生の教員、保護者も立ち上がり「人権救済の申し立て」を行い、都教委、産経新聞を相手に保護者、教員31名が原告となり提訴した。

2009年3月の第一審判決は都議の行為が旧教基法10条1項の「不当な支配」にあたること、都教委は都議の「不当な支配」から教員を守るべき保護義務をおこたっていたと明確に示した。2011年9月の高裁判決は一審判決を維持し、更に七生養護学校の「こころとからだの学習」(性教育)が不適切とされた理由は「学習指導要領に違反している」「発達段階を無視した教育である」と論じた。



判決は、しかし、一方で一連の都教委の教育破壊行為に対しては容認するという矛盾した内容となっており、原告団・弁護団は上告を決意し、最高裁へ向けた取り組みを開始した。

討論

C: 特殊な教育の場でおこったことだが広範な教育の問題であると思う。

C: 職場では教員同士の議論がされなくなっている。職員会議も意見がだされず指示・命令だけで終わるようになってきた。(以上、文責:阿部・松井)

活動交流のページ

各団体の公開 HP から編集しました(2012. 3. 25 現在). この欄への情報を募っています.
団体会員外の参加については主催者にお問い合わせください.

【歴史学研究会】2012 年度大会

会場: 東京外国語大学 (府中市朝日町 3-11)

●第1日 5/26(土) 13:00~17:30

全体会<変革の扉を押し開くために一新自由主義への対抗構想と運動主体の形成一>

- ・二つの国民的経験と新自由主義をめぐる対抗の新段階—新自由主義政治転換の構想と主体形成に焦点をあてて—……………渡辺 治
- ・アラブ革命の構想力—グローバル化と社会運動—……………長沢栄治

●第2日 5/27(日) 9:30~17:30(近代史部会・特設部会 10:30~/合同部会 10:00~)

古代史部会<古代における秩序の形成と展開>

中世史部会<中世における非常時対応と危機管理>

近世史部会<幕藩制的貨幣・金融構造の変容>

近代史部会<3・11 後の歴史的地平—科学・技術・国家・社会>

現代史部会<「開発の時代」における主体形成—その呼びかけの論理と対抗の戦略>

合同部会<時代転換期における都市共同体の再編>

特設部会<災害の「いま」を生きることと歴史を学ぶこと—3・11 以降の歴史学はいかにあるべきか—>

- ・災害史研究の現状と課題……………北原糸子
- ・原発災害に対する不安・批判の鎮静化と地方利益—電源交付金制度の創設をめぐる—……………中嶋久人
- ・災害における所有と依存……………西谷地晴美
- ・災害回復(レジリエンス)の再検討: 自然・社会・技術……………原口弥生

▲会場整理費: 一般 1800 円. 会員 1500 円. 学生 (修士課程まで) 1000 円. 両日参加可. 事前申し込み不要.

【東京歴史科学研究会】第 46 回大会・総会

会場: 立教大学池袋キャンパス 8 号館 8201 室

●第 1 日目 4 月 28 日(土)

個別報告 14:00~(開場 13:30)

徳永裕之「室町期の守護使と使者の活動(仮)」

小菌崇明「関東大震災下に虐殺されたろう者とその後ろう教育」

金 鉦洙「日本における日韓会談反対運動の展開—日本人の運動を中心に—(仮)」

●第 2 日目 4 月 29 日(日)

総会 10:00~(開場 9:30)

委員会企画 13:00~(開場 12:30)

■〈弱者〉の生存と「共同性」

東島 誠「中世後期~近世都市にみる弱者と生存—合力の論理と排除の論理の関係性について」

小林文広「仁風の思想」

<http://www.rikkyo.ac.jp/access/ikebukuro/direction>
/ ▲参加費 600 円

【新薬学研究者技術者集団】シンポジウム チーム医療と在宅医療が切り開く

薬剤師の未来

日時: 2012 年 5 月 19 日(土) 14 時~17 時 50 分

会場: ひと・まち交流館京都 第 4 会議室 (河原町通り五条下る東側) 電話 075-354-8711

趣旨 (HP から抜粋)

チーム医療・在宅医療・CDTM(共同薬物治療管理業務)が今後の医療における薬剤師職能のキーワード。厚生労働省通知で日本の現法制下でも可能なことが明示され、在宅医療を進める日本では CDTM は薬局におけるその重要性が指摘されている。チーム医療・在宅医療・CDTM と薬剤師職能について、ともに学び考えるシンポジウムを企画した。

【日本科学者会議東京支部】

第100回 金子勝先生の平和講座

日時:4月27日(金)18:30~21:00

会場:文京区民センター4A 会議室

(地下鉄春日駅・後楽園駅下車すぐ)

21世紀の人類の『理想』と日本国憲法(4)

講師:金子勝 立正大学教授(憲法学)

▲参加費無料

連絡先:俣野 景彦

matano@mug.biglobe.ne.jp

【日本科学者会議東京支部】<協賛イベント>

低線量被曝に向き合うチェルノブイリからの教訓

日時:4月21日(土) 14時~18時

場所:東京大学弥生講堂(本郷キャンパス)

地下鉄南北線東大前駅 徒歩1分

千代田線根津駅 徒歩8分

▲資料代:1,000円(一般)500円(学生)

どなたでも参加できます

講師:

Y.ステパーノヴナ さん(ウクライナ国立放射線医学研究所 小児放射線部長/国際リスク分析委員会委員)

M.マリコ さん(ベラルーシ科学アカデミー主任研究員/欧州放射線リスク委員会委員)

コメンテーター:今中哲二 さん(京都大学原子炉実験所)

連絡先:東京大学東洋文化研究所 長沢研究室

電話:03-5841-5887

nagasawa@ioc.u-tokyo.ac.jp

共催:市民と科学者の内部被曝問題研究会

北海道大学 GCOE 境界研究の拠点形成

東京大学「低線量被曝に向き合う」講演会実行委員会

協賛:日本科学者会議

協力:東京大学原発災害支援フォーラム(TGF)

東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム

NIHU プログラム・イスラーム地域研究東京大

学拠点

【日本科学者会議】食糧問題研究委員会例会

震災と食糧・食・健康を考える

日時:4月28日(土)午後1:30~4:30

会場:東京・四谷 プラザエフ(主婦会館)5階2会議室

報告者:西村一郎 日本科学者会議食糧問題研究委員会委員長

趣旨

地震・津波、そして原発事故による影響は、東北の農業や漁業に大きな影響を与え、社会や暮らし方を含めて根底から見直す時期にきている。1年間の被災地における復旧・復興の取り組みから、農業や漁業の食糧生産の動き、避難所や仮設住宅での食生活や健康状態などについていくつかの事例を報告し、震災から私たちに問われていることや課題を考える。

▲参加自由, 参加費無料

問い合わせ:日本科学者会議全国事務局,

Tel:03-3812-1472, Fax:03-3813-2363

E-mail: mail@jsa.gr.jp

【日本民間教育研究団体連絡会】

子ども・教育・憲法を守る合同集会

日時:6月10日(日)13~16時

場所:東京労働会館7階ラパスホール(JR 大塚駅徒歩10分)

主旨:大阪維新の会が憲法改正を掲げ国政に影響を及ぼし、選挙民の支持による“果断”という教育への政治介入の横行のもとで憲法を護る課題を考える。

講演:小沢隆一(東京慈恵会医科大教授)

小関啓子(杉並の教育を考えるみんなの会)

▲参加費:500円(大学生300円)

主催 日本民教連・都道府県民教, 日本民教連9条の会, 日本子どもを守る会。

【国民医療研究所】第 39 回医療研究全国集会

日時：6月15日(金)～17日(日)

会場：国立京都国際会館。(京都市左京区岩倉
大鷲町)

【民主教育研究所】設立 20 周年記念集会

日時：5月12日(土)14～17時

会場：主婦会館(四ツ谷駅徒歩1分)

テーマ：3・11 以後の教育の課題(仮題)

九条の会 発足 8 周年 学習会

9 条をめぐる動きは、いま

日本大震災から一年。原発事故や地震・津波の災禍は未だに収束しておらず、多くの人々が苦しんでいます。にもかかわらず、これをよそに国会では憲法審査会が始動し、民主党や自民党、およびさまざまな新党の動きのなかで、改憲が声高に叫ばれています。また政府は、武器輸出三原則を変更し、普天間基地の名護市辺野古地区への移設に固執しています。

講演

9 条をめぐる動きと政府の憲法解釈—米軍基地、武器輸出、国会の憲法論議

浦田一郎 (うらた いちろう)

1946年生まれ。憲法学。1974年、一橋大学大学院法学研究科中途退学。山形大学助教授。一橋大学教授を経て、現在、明治大学教授。主たる著書には、『シエースの憲法思想』(勁草書房、1987年)。『現代の平和主義と立憲主義』(日本評論社、1995年)。『立憲主義と市民』(信山社、2005年)。『自衛力論の論理と歴史』(日本評論社、2012年5月刊行予定)

9 条。「同盟」。沖縄の相関

明田川融 (あけたがわ とおる)

1963年生まれ。法政大学で博士号取得。政治学。法政大学等非常勤講師。著訳書『安保条約の論理：その生成と展開』(柏書房、1999年、共著)。『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』(内外出版、2003年、共著)。『沖縄基地問題の歴史：非武の島、戦の島』(みすず書房、2008年)。ジョン・W・ダワー『昭和：戦争と平和の日本』(みすず書房、2010年、監訳)

日 時： 6月9日(土) 13:30～16:30 (開場 13:00)

会 場： 韓国 YMCA 地下ホール 千代田区猿楽町 2-5-5 (JR 水道橋駅より徒歩 10 分)

参加費： 1000 円

主 催： 九条の会事務局

平民研連 2011 シリーズシンポジウム 日本の教育：現状と課題をさぐる（3）

新自由主義構造改革下における 若者の「移行」の危機



1990年代以降、グローバル化の進行下での日本企業の雇用戦略の転換は、若者の「学校から仕事への移行」プロセスを大きく変容させ、長期化・複雑化・不安定化させた。2000年代以降になると、「移行」プロセスの変容の悪影響が顕在化し、社会問題化したため、政府レベルでの若年就労支援の政策が展開されるようになった。その教育版が、文部科学省によるキャリア教育政策の推進にほかならない。しかし、それらの政策も、基本的には新自由主義的なスキームをはみ出すものではなく、状況の改善にはほど遠い状況にある。報告では、若者の「移行」プロセスの変容を明らかにし、そこに生じてきた問題への政策的対応について、批判的な分析を試みる。

基調講演

児美川孝一郎氏（法政大学・教育学）

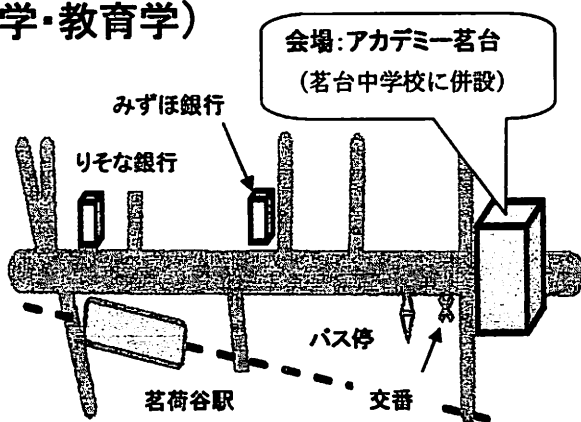
現場報告（予定）

2012年 6月16日（土）

午後1時30分～4時30分
アカデミー茗台学習室B

文京区春日 2-9-5
東京メトロ丸の内線茗荷谷駅徒歩10分

参加費（資料代）500円/事前申込不要



平和と民主主義のための研究団体連絡会議（平民研連）

<http://www007.upp.so-net.ne.jp/kazumasa/heimin.html>

連絡先：東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル9階 日本科学者会議気付 TEL:03-3812-1472

参加 25 団体（◎幹事団体）：学校体育研究同志会、憲法理論研究会、新日本医師協会、同東京支部、全国養護教諭サークル協議会、大学図書館問題研究会、◎地学団体研究会、東京唯物論研究会、東京歴史科学研究会、◎日本科学者会議、同東京支部、日本文学教育連盟、◎日本民間教育研究団体連絡会、文学教育研究者集団、文化財保存全国協議会、◎民主主義科学者協会法律部会、唯物論研究協会、◎歴史学研究会、歴史教育者協議会、歴史科学協議会、国民医療研究所、新薬学研究者技術者集団、久保医療文化研究所、民主教育研究所、全国老人福祉問題研究会。（オブザーバ：公害・地球環境問題懇談会）